

令和5年度山形フルーツアップサイクル推進事業モデル構築業務委託 企画提案公募要領

1 目的

山形県では令和7年にさくらんぼ栽培150周年を迎えるにあたり、「さくらんぼを核とする県産フルーツの情報発信実行計画」を策定し様々な取組みを展開している。これらの取組みの一環としてさくらんぼをはじめとしたフルーツ産地の今後を見据え、フルーツ由来の農業残渣を活用したアップサイクル製品等の普及を推進することで、農業現場の課題解決や持続可能な果樹農業の一助とするとともに、広く県民が購入や利用を通してさくらんぼ栽培150周年を知り、参画できる取組みを目指すもの。

本業務では、モデル事業を実施する事業者を企画提案にて選定する。

2 委託業務

(1)公募事業

さくらんぼに限らず県内のフルーツの生産・加工で発生する残渣などの未利用資源にデザインやアイデアといった新たな付加価値を持たせたい製品・グッズとして再生したものを対象とする。

(2)委託の内容

アップサイクル製品の製作に向けた調査、課題の整理（県内製造が望ましい）及びさくらんぼ栽培150周年に向けた製品・グッズの展開を通じた県民参画の取組みについて計画（令和6年度に要する経費も見積もること）すること。なお、令和7年夏に実施を予定しているさくらんぼ栽培150周年記念イベントにおいて製品や制作過程等の発表を実施する見込み。

モデル事業は、令和5年度の単年度の取組みであり、次年度以降の取組みについての補助や継続契約を確約するものではない。そのため、新たに企画構想から立ち上げるもののみならず、中長期的な構想の一部をモデル事業とすることを可能とするが、提案書にその旨記載すること。

(3)委託額（税込み）

提案1件当たり150万円を上限（サンプルを試作する場合は250万円を上限）とし、2件程度の採択を予定。

(4)対象経費

委託事業の実施に直接必要な経費、人件費、会議・調整のための費用（例：会場費、関係者の交通費・謝金）、調査・検討・分析の費用（例：アンケート調査費用、成分調査費用）、試作費用（試作にかかる設備整備を除く）、その他必要と認められる経費（5万円以上の備品購入費を除く）とする。詳細は別表のとおり。

(5)契約期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

(6)成果物

事業実績報告書
サンプル製品

3 スケジュール（予定）

(1)公告	令和5年10月31日（火）
(2)質問票提出期限	令和5年11月14日（火）午後5時
(3)企画提案書等提出期限	令和5年11月21日（火）午後5時
(4)プレゼンテーション審査	令和5年11月下旬
(5)選定結果通知	同上
(6)契約の締結	令和5年12月上旬

4 参加資格

(1)応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定するものに該当しないこと
- ②山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
- ③雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
 - イ役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ロ暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ニ役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ホ役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

(2)失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

5 質問の受付及び回答

実施要領に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1)提出期限

令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 5 時

(2)提出方法

質問票【様式第 6 号】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は、「令和 5 年度山形フルーツアップサイクル推進事業モデル構築業務委託への質問」とすること。

(3)提出先

〒990-8570 山形県山形市松波 2 丁目 8-1
山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会事務局（農政企画課内）
電話：023-630-2414 メールアドレス：ynosei@pref.yamagata.jp

(4)質問の回答

回答は、電子メールにより質問者に通知する。

なお、実施要領の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しない形で、随時、山形県ホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

(5)留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

6 提出書類及び提出方法

(1)提出期限

令和 5 年 11 月 21 日（火）午後 5 時

(2)提出書類

	提出書類	様式、留意点等
①	参加申込書	・（様式 1）
②	山形県税の納税証明書	・ 山形県の各総合支庁税務担当課で発行 ・ 提出日から 3 か月以内に発行されたもの ・ コピーの提出も可

		<ul style="list-style-type: none"> ・山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者は提出不要
③	消費税及び地方消費税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・本店所在地管轄の税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの ・コピーの提出も可 ・名簿に登載されている者は提出不要
④	社会保険・労働保険加入状況一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式2） ・名簿に登載されている者は提出不要
⑤	暴力団排除に関する誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式3） ・名簿に登載されている者は提出不要
⑥	事業者概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式4） ・事業者概要のわかるパンフレット等の資料があれば添付すること
⑦	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業者につき1提案に限る。
⑧	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・（様式5） ・見積価格の詳細を別途添付すること（様式任意）

(3) 企画提案書に記載すべき内容

企画提案書は、以下の事項について記載すること。

① 企画内容（A4・5枚以内）

- ・アップサイクルの推進内容及び150周年記念を踏まえた展開

② 業務実施体制

- ・本業務実施における、関係機関・関係者等との連携・協力について、体制図や業務分担を具体的に記載すること。また、類似の業務実績を具体的に記載すること。

③ 今年度の作業スケジュール

(4) 提出方法

PDFファイルをメールにより提出すること。

(5) 提出先

上記5(3)に同じ

(6) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

7 選定方法

- (1)審査は、山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会が設置する「令和5年度山形フルーツアップサイクル推進事業モデル構築業務企画審査会」において、企画提案書を審査する。
- (2)評価は以下の審査項目により行うものとし、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添「令和5年度山形フルーツアップサイクル推進事業モデル構築業務評価基準」による。
なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該提案者は選定の対象としない場合がある。
 - ①実証の目的が明らかで、本事業の目的に資するか
 - ②業務遂行能力
 - ③将来性（次年度以降のステップが明確か）
- (3)上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者2者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。
- (4)提案者が2者以下である場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (5)審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (6)提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (7)審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより実施し、開催日時（11月下旬）及び実施方法（WEB会議ツール）等は別途提案者に通知する。なお、提案多数の場合は提案書類による第1次審査を行う。
- (8)審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

8 契約の締結

- (1)最も優れた提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された事業計画・事業提案は、山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2)最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3)契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1)提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合

- (2)受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3)業務遂行の意思が認められない場合
- (4)業務遂行能力が無いと認められた場合

10 作成物の帰属等

- (1)本委託契約により作成した成果物の著作権、著作権等についての一切の権利は委託者に帰属する。ただし、本委託契約により作成した成果物において、受託者が従前から有していた著作物及び第三者が権利を有するパッケージソフト等の著作権は、受託者または当該第三者に保留されるものとする。
- (2)本事業の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用により適正に処理するものとし、成果物は著作権等について処理済のものを使用する。なお、著作権者人格権は行使しないものとする。
- (3)本業務に当たり、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用により適正に処理するものとする。
- (4)その他、本契約に係る知的財産の取扱いについて必要があるときは、協議のうえ、定める。

11 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

12 その他の留意事項

- (1)企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2)この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3)提出した企画提案書を山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会に無断で他に使用することはできない。
- (4)提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (5)提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは認めない。
- (6)企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「5(3)提出先」に提出すること。
- (7)募集及び契約については、山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会の都合により中止する場合がある。

別表 対象経費

経費項目	内容
1. 人件費	事業に従事するものの作業時間に対する人件費

2. 事業費	
旅費	事業実施に必要な出張経費
会議費	会場使用料、機材使用料等
謝金	会議等に出席する専門家等への謝金
レンタル料	必要な機器のリース又はレンタル料、サービス利用料等
消耗品費	必要物品の購入経費（3万円未満）
通信運搬費	必要な通信・電話料、材料や機材の運搬経費
材料費	試作のための材料の購入・調達経費
光熱水費	試作等のため機材の運転等に要する光熱水費
3. 外注費	事業主体が直接実施できない部分の外注費